

情報公開審査会の答申概要（答申第 27 号）

- 1 公開請求文書 七尾署管内の各種選挙違反の取締りに関する報告書一切（平成 10 年度から平成 14 年 3 月 31 日までの分）
- 2 担当課（所） 警察本部刑事部捜査第二課
- 3 不服申立て等の経緯
 

(1) H14. 4. 1	公開請求	(4) H14.7.25	諮問
(2) H14. 5.16	不存在決定	(5) H16.7.26	答申
(3) H14. 7.12	審査請求		
- 4 諮問に係る審査会の判断結果  
公開請求文書について、条例の適用が除外される文書であることを理由に不存在としたことは、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第 34 条 （適用除外）	<p>（訴訟に関する書類を適用除外とした趣旨等について）</p> <p>訴訟に関する書類については、公開・非公開の取扱いが刑事訴訟法の制度内で体系的に整備されていることから、当該制度にゆだねることとしたものと解されている。</p> <p>条例第 34 条は、国の制度との整合性を考慮し、情報公開法が適用除外とされているものについて、この条例を適用しないこととしているものと解される。</p> <p>（本件対象文書について）</p> <p>「訴訟に関する書類」とは、公訴提起前の段階であるいわゆる被疑事件又は公訴提起後の段階であるいわゆる被告事件に関して作成された書類であると解されている。</p> <p>本件対象文書は、司法警察職員が管内で実施された各種選挙における公職選挙法違反被疑事件に関して、将来公判に使用されることを念頭に司法警察職員捜査書類基本書式例に従って作成されたものであることから、刑事訴訟法第 53 条の 2 の訴訟に関する書類に該当し、条例第 34 条により、条例の規定の適用が除外されるものと認められる。</p>

- 5 審議経過 審査回数 4 回

(別 紙)  
答申第27号

# 答 申 書

平成16年7月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）の適用が除外される公文書であることを理由に不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 公開請求の内容

審査請求人は、条例第6条の規定により、実施機関に対し、平成14年4月1日に「七尾署管内の各種選挙違反の取締りに関する報告書一切（平成10年度から平成14年3月31日までの分）」（以下「本件対象文書」という。）について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

本件公開請求時には審査請求人から合計33件の公開請求があり、公開請求に係る公文書量が大量であるとともに、条例第7条各号に規定する非公開情報が含まれていることから、実施機関は、これらの公開請求を一体のものとしてとらえ、条例第12条第3項の規定により、公開決定等の期限を平成14年9月30日までとする旨平成14年4月12日に審査請求人に通知した。

その後、本件対象文書は捜査報告書であり、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当し、条例の適用が除外される公文書であるとして、平成14年5月16日付けで公文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は平成14年7月12日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

石川県公安委員会は平成14年7月25日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

なお、実施機関の理由説明書に対する意見書は提出されず、また、意見の陳述の機会は求めない旨、審査請求人から口頭で意思表示があった。

ア 国民の生命、財産を守るべき警察官は、信義誠実に関係法規を遵守し、不偏不党で公正に公務に従事することが義務付けられている。

イ 犯罪事実、容疑については、公明な選挙のため、犯罪防止のため、警察、検察の記者会見等で公表され、マスコミ等を通じて報道されている。

ウ 選挙に絡む犯罪等の警察の関与する構造的不祥事件に対しては、公開が抑止力にもなる。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、七尾署管内において各種選挙違反取締りを行った際に作成された捜査報告書であり、選挙情勢に関するもの、違反情報に関するもの及び違反事件捜査に関するものなど多岐にわたり、全て将来公判に使用されることを念頭に作成される。

これらの書類は、司法警察職員捜査書類基本書式例（刑事訴訟法第193条第1項に基づく最高検察庁の一般的指示）に基づいて作成され、その取扱い等については、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）に規定されている。

具体的には、捜査報告書、供述調書、領置調書等であり、捜査の各手続きに従っているような書類等が作成される。

##### 2 条例第34条（適用除外）の該当性について

刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」とは、一般的に「被疑事件・被告事件に関して作成された書類」と意義付けられている。

本件対象文書は、公職選挙法違反被疑事件に関して、その捜査の過程で作成された書類であることから、訴訟に関する書類に該当し、条例第34条により、条例の規定は適用除外となる。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

## 2 本件対象文書の性格等について

本件対象文書は、七尾警察署において各種選挙違反取締りを行った際の捜査活動等の状況及び対処の内容を記録した文書であり、実施機関の職員が作成し、管理しているものである。

## 3 条例第34条の該当性について

条例第34条は、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定を適用しない旨規定している。

実施機関は、本件対象文書が刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」であり、条例の適用除外とされる書類であると主張していることから、条例第34条の該当性について検討する。

### (1) 訴訟に関する書類を適用除外とした趣旨等について

訴訟に関する書類について、情報公開法を適用除外とした趣旨は、「詳解情報公開法・総務省行政管理局編」によれば、次のとおりである。

ア 刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること。

イ 刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示、不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること。

ウ これらの書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであること。

すなわち、訴訟に関する書類については、公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度にゆだねることとしたものと解されている。

条例第34条は、国の制度との整合性を考慮し、情報公開法が適用除外とされているものについて、この条例を適用しないこととしているものと解される。

### (2) 本件対象文書について

「訴訟に関する書類」とは、公訴提起前の段階であるいわゆる被疑事件又は公訴提起後の段階であるいわゆる被告事件に関して作成された書類であると解されている。

本件対象文書は、司法警察職員が管内で実施された各種選挙における公職選挙法違反

被疑事件に関して、将来公判に使用されることを念頭に司法警察職員捜査書類基本書式例に従って作成されたものであることから、刑事訴訟法第53条の2の訴訟に関する書類に該当し、条例第34条により、条例の規定の適用が除外されるものと認められる。

#### 4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別 表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14. 7. 25	○ 諮問を受けた。(諮問案件第51号)
14. 8. 29	○ 公安委員会から理由説明書を受理した。
15. 12. 25 (第108回審査会)	○ 事案の審議を行った。
16. 2. 26 (第109回審査会)	○ 実施機関(刑事部捜査第二課)から不存在理由を聴取した。
16. 4. 30 (第111回審査会)	○ 事案の審議を行った。
16. 6. 30 (第113回審査会)	○ 事案の審議を行った。